

議案第 86 号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 17 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年杉並区条例第 37 号）
の一部を次のように改正する。

別表の 1 の部中「36 円 50 銭」を「40 円」に、「69 円」を「76 円」に、
「2,500 円」を「2,800 円」に改め、同表の 2 の部中「2,600 円」を
「3,100 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表の 1 の部 1 の項の規定は、施行日前に区長が収集及び運搬（以下「収集等」という。）の申込みを受けた場合（平成 29 年 10 月 31 日までに収集等をする場合を除く。）並びに施行日以後に区長が収集等の申込みを受けた場合について適用し、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合（同月 31 日までに収集等をする場合に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表の 1 の部 2 の項に規定する有料ごみ処理券は、平成 29 年 10 月 31 日までの間は、なお使用することができる。
- 4 新条例別表の 1 の部 3 の項の規定は、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合（平成 29 年 10 月 31 日までに収集等をする場合を除く。）及び施行日以後に区長が収集等の申込みを受けた場合について適用し、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合（同月 31 日までに収集等をする場合に限る。）については、なお従前の例による。

- 5 新条例別表の2の部の規定は、施行日以後に区長が動物の死体の処理に係る届出を受けた場合について適用し、施行日前に区長が動物の死体の処理に係る届出を受けた場合については、なお従前の例による。

(提案理由)

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料を改定する必要がある。